

山形県PCR検査等無料化事業検査実施事業者募集要項（第2次）（改訂4）

1 目的

新型コロナウイルス感染症対策と日常生活や経済社会活動の継続の両立を図るため、健康上の理由等によるワクチン未接種者が検査を受検する場合及び感染拡大傾向時に知事の要請により県民が検査を受検する場合における検査体制を整備し、受検の浸透を図るため、検査を実施する事業者（以下「実施事業者」という。）を募集するものとし、必要な事項を定めるものである。

なお、本事業は、国が定める「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金に係る実施要領」に基づき実施するものである。

2 実施する検査事業

山形県内に検査実施場所を設置し、山形県ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業及び感染拡大時の一般検査事業に係るPCR検査無料化事業実施要領に基づき、下記検査事業を実施する。

(1) ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業（以下「定着促進事業」という。）

新型コロナウイルス感染症の症状が出ていない（以下「無症状」という。）者を対象として、「ワクチン・検査パッケージ制度」（※1）、「対象者全員検査」（※2）及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際して陰性の検査結果を確認する民間の取組みのために必要な検査を無料とする。

※1「ワクチン・検査パッケージ制度」… 飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者や入場者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する制度。

※2「対象者全員検査」… 飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者や入場者等の利用者全員の検査結果の陰性を確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する制度。

① 対象者

- ・無症状の3回目接種未了者
- ・無症状の対象者全員検査対象者

② 実施期間

令和4年1月5日以降の検査実施の整備が完了した日から令和4年8月31日まで。以降は、大型連休等の都度、再開を判断。

③ 留意事項

原則として抗原定性検査で実施。ただし、下記のいずれかの場合に限りPCR検査を利用可能。

- ・10歳未満の受検
- ・高齢者・基礎疾患者との接触を予定している場合（高齢者施設入所者や入院者への面会等）※利用時に書類提示等を要求する。

(2) 感染拡大傾向時の一般検査事業（以下「一般検査事業」という。）

感染拡大の傾向が見られる場合に、知事の判断により、次に掲げる無症状の者を対象に、検査の受検を要請し、要請に応じる県民に対して無料検査を実施する。

① 対象者

感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる県民（山形県に居住する者に限る。ワクチン接種済・未接種を問わない。）

② 実施期間

感染拡大の傾向が見られる場合に、知事が必要と認める期間

(3) 上記事業における、検査実施の流れは下記のとおりとする。

① 検査申込受付

- ・受検希望者に検査申込書（様式2）を記入してもらい、身分証明書等の提示により本人確認を行う。
- ・原則として予約不要とするものとするが、個別の状況により事前予約制とすることも可とする。

② 検査の実施

以下のア、イいずれかの方法により検査を実施

ア 抗原定性検査

a 検体（鼻腔ぬぐい液に限る。）を本人が採取し、検査を行う際に立ち会い、検体の検査結果の読み取り等を実施する。

b 検体（鼻咽頭ぬぐい液・鼻腔ぬぐい液に限る。）の採取等を行い、検体の検査を実施する。（実施事業者が医療機関である場合に限る。）

イ PCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。）

a 検体（唾液・鼻腔ぬぐい液に限る。）を本人が採取する際に立ち会い、検査機関等で検査を行う。

b 検体（鼻咽頭ぬぐい液・唾液に限る）の採取等を行い、検体の検査を実施する。（実施事業者が医療機関である場合に限る。）

③ 検査結果の通知

実施事業者が検査結果通知書（様式3）を作成し、受検者に発行する。上記②イaにより実施する場合は、検査機関に対して、検査結果通知書

を受検者に対して発行するよう求めるとともに、実施事業者にも検査結果を通知するよう求めること。

④ 検査結果の有効期限

上記2(1)の確認に用いる検査結果の有効期間は下記のとおりである。

- ・抗原定性検査 検体採取日+1日
- ・PCR検査等 検体採取日+3日

⑤ 立ち会い等

検体採取の立ち会いについては対面によるほか、へき地その他地域の実情を踏まえ、オンラインによる検査の受付、検体採取のためのキット等の送付及び検体採取の立ち会いを行うことができる。

ア オンラインによる検査立ち会い

PCR検査等については、検体採取の立ち会いにあたって、オンラインを活用することも可能である。この場合においては、以下の事項を遵守すること。

- ・オンラインにより生じ得る不自由等について検査申込者に説明の上、オンラインによることについて検査申込者の同意を得ること。
- ・検査の受付に当たり、オンラインによる立ち会いを行う予定の日時を検査申込者と取り決めること。
- ・検査の受付又はキット等の送付に当たり、キット等の転売・授与が不可である旨を検査申込者に説明すること。
- ・検査受検者の状態やキット等の使用等について十分な確認ができないと判断するなど、オンラインによる立ち会いが不適切であると判断した場合はこれを中止し、直接の立ち会いに切り替える用意をしておくこと。
- ・受検者のプライバシーが確保されるよう、外部から隔離される間においてオンラインの立ち会いを行い、受検者に対しては清潔が保持等された場所で検体採取を行うことを求めること。

イ ドライブスルー方式による立ち会い

PCR検査等、抗原定性検査ともに検体採取の立ち会いにあたって、ドライブスルー方式によることが可能である。この場合においては、以下の事項を遵守すること。

- ・事業者の敷地内駐車場等において、立ち会いに十分なスペースを確保すること。
- ・駐車場等において必要に応じて誘導員を配置し、検体採取の実施場所まで安全に誘導した上で、車のエンジンを停止させ、窓を開けるよう案内すること。
- ・検査受検者のプライバシーに十分留意すること。

⑥ 週次の報告

週ごとに、事業を実施(検査を実施)した者の総数及びそのうちの陽性結果が判明した者の総数を記録し、その記録の内容を県に報告すること。なお、陽性が判明した際は、速やかに山形県ワクチン・検査パッケージ事業事務局を通じ県へ連絡すること。

3 補助対象経費及び補助上限額

下記4の要件を満たす実施事業者として県が登録した者が実施する、上記の検査に要する経費について、下記の範囲により補助する。なお、対象経費の支払い方法については、別途定める。

(1) 検査実施場所の整備に係る費用

ア 補助率 10/10

イ 補助上限額 1か所当たり1,300,000円(税込)

※令和4年12月6日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて」及びこれに類する通知に基づく臨時の検査拠点の設置に係る補助上限額については、知事と協議の上決定する。

ウ 検体採取の実施場所として、以下の事項に適合する場所を確保すること。

- ・受検者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別すること。
- ・当該実施場所において同時に検体採取を実施する受検者の有無・人数も踏まえ、一定の広さを確保すること及び受検者のプライバシーに配慮していること。
- ・十分な照明が確保されているとともに、換気が適切に行われていること。

エ その他

- ・特に高額な備品については、リースにより整備すること。
- ・用地の取得費や本事業の実施に関連しない費用は補助対象外である。

(2) 検査及び結果通知発行に係る費用

① 抗原定性検査

ア 補助率 10/10

イ 補助上限額

検査1回当たり a+b の合計額

a 検査費用原価(キットの代金)

i) 令和3年12月30日までに仕入れを行ったもの
上限3,500円(税込)

- ii) 令和3年12月31日から令和4年3月31日までに仕入れを行ったもの
上限3,000円(税込)
- iii) 令和4年4月1日以降に仕入れを行ったもの
上限1,500円(税込)

b 各種経費

- i) 令和4年8月31日まで
定額3,000円(税込)
- ii) 令和4年9月1日以降
 - ・1日当たりの総検査回数(PCR検査等と抗原定性検査の合計。以下同じ。)が50回以下の場合、同日の総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に50回(総検査回数ベース)を乗じて得た数以下の回数について、定額2,500円(税込み)
 - ・1日当たりの総検査回数が50回を超え、かつ、100回以下の場合、同日の総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に50回(総検査回数ベース)を乗じて得た数を超える回数について、定額1,800円(税込み)
 - ・1日当たりの総検査回数が100回を超える場合、同日の総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に100回(総検査回数ベース)を乗じて得た数を超える回数について、定額1,100円(税込み)

② PCR検査等

ア 補助率 10/10

イ 補助上限額

検査1回あたり a+b の合計額

a 検査費用原価(キットの代金、検査費用、送料等)

- i) 令和3年12月30日までに仕入れを行ったもの
上限8,500円(税込)
- ii) 令和3年12月31日から令和4年6月30日までに仕入れを行ったもの
 - ・実施事業者が医療機関である場合(検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して実施した場合を除く)
上限7,000円(税込)
 - ・上記以外の場合
上限8,500円(税込)
- iii) 令和4年7月1日から令和4年8月31日までに仕入れを行ったもの

上限7,000円(税込)

iv) 令和4年9月1日以降に仕入を行ったもの

- ・1日当たりの総検査回数(PCR検査等と抗原定性検査の合計。以下同じ。)が50回以下の場合、同日の総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に50回(総検査回数ベース)を乗じて得た数以下の回数について、上限7,000円(税込み)
- ・1日当たりの総検査回数が50回を超え、かつ、100回以下の場合、同日の総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に50回(総検査回数ベース)を乗じて得た数を超える回数について、上限5,000円(税込み)
- ・1日当たりの総検査回数が100回を超える場合、同日の総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に100回(総検査回数ベース)を乗じて得た数を超える回数について、上限3,000円(税込み)

b 各種経費

i) 令和4年8月31日まで

定額3,000円(税込)

ii) 令和4年9月1日以降

- ・1日当たりの総検査回数(PCR検査等と抗原定性検査の合計。以下同じ。)が50回以下の場合、同日の総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に50回(総検査回数ベース)を乗じて得た数以下の回数について、定額2,500円(税込み)
- ・1日当たりの総検査回数が50回を超え、かつ、100回以下の場合、同日の総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に50回(総検査回数ベース)を乗じて得た数を超える回数について、定額1,800円(税込み)
- ・1日当たりの総検査回数が100回を超える場合、同日の総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に100回(総検査回数ベース)を乗じて得た数を超える回数について、定額1,100円(税込み)

(3) その他留意事項

上記の基準による支給額の算定に当たっては、1日当たりの総検査回数・PCR検査等の回数及び基準値(50回又は100回)については、同日の属する月の合計値に換算して適用するものとする。

4 実施事業者応募要件

ワクチン検査パッケージ活用等体制整備事業において、上記2に掲げる検査を実施する事業者(共同で事業を実施する場合の共同事業者を含む。)で、

以下の条件をすべて満たす者。なお、(5)については、誓約書(様式4)の提出をもって、これに該当しないことを証するものとする。

- (1) 医療機関、衛生検査所等、薬局又はワクチン検査パッケージ制度等登録事業者(パッケージ制度を適用する旨を県に登録した飲食店、イベント主催者等)のいずれかであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている団体若しくは申立てがなされている団体又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている団体若しくは申立てがなされている団体にあつては、当該手続きの開始の決定を受けた直後に入札に参加することに支障がないと認められる団体であること。
- (4) 募集開始から事業開始の日までに山形県から指名停止を受けていない団体又は個人であること。
- (5) 次の①から⑤のいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (6) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体及び宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体でないこと。
- (7) 常に山形県又は山形県が指定する者と連絡調整できるように、体制を整

えておける者であること。

5 実施事業者の登録

実施計画書等の内容により、本検査事業を実施する能力があると判断した事業者について、実施事業者として登録し、県 WEB サイトにおいて掲載する。

6 応募方法

(1) 募集開始日

令和4年4月22日（金）

(2) 提出書類

① 実施計画書（様式1）

※立ち会い・検査実施場所が複数箇所ある場合は別紙様式に記載する。

② 立ち会い・検査を実施する場所の図面

※図面がない場合は、写真等の任意様式
複数ある場合は、実施場所ごとに作成

③ 誓約書（様式4）

(3) 提出先

Eメール又は郵送により以下の宛先まで提出すること。

メールアドレス : yamagata-pcr@ak.wakwak.com

〒990-0039

山形市香澄2丁目2-39 須藤ビル2F（201）

山形県ワクチン・検査パッケージ事業事務局

（件名は「【新規登録】ワクチン検査パッケージ活用等体制整備事業」とすること。）

※応募にあたって要する費用の一切は応募者の負担とする。

(4) 留意事項

① 応募事業者多数の場合は、検査実施の件数や地域性を考慮し、県で調整することがある。

② 応募事業者が少数の場合やイベント等の会場で臨時に実施する場合は、随時申込みを受け付ける。

7 スケジュール

・随時審査 実施事業者の登録

登録した実施事業者は、順次県 web サイトに掲載

・登録後 検査実施場所の整備等が完了次第、検査の受付開始

8 質問の受付

この募集要項に係る質問は、山形県ワクチン・検査パッケージ事業コールセンターにて受け付ける。

山形県ワクチン・検査パッケージ事業コールセンター

電話番号 023-616-7681（受付事案 午前9時から午後5時まで）

メールアドレス : yamagata-per@ak.wakwak.com